

議事要旨(1) 企業結合（ステップ2）の検討

冒頭、都常勤委員（専門委員長）より、企業結合（ステップ2）の今後の進め方として、前回の委員会において、公開草案の対象とすることで了解いただいている少数株主持分の取扱いの文案イメージについて審議いただいたが、今回は引き続いて、取得関連費と暫定的な会計処理を改正した場合の文案イメージについて審議いただきたい旨の説明がなされた。また、村田専門研究員より、説明資料〔審議事項(1)－1から(1)－3〕に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の質問があった。
 - (1)－2の文案イメージについて、子会社株式の「購入等」と表現されているところと、「購入又は取得」と表現されているところがあるので、整合させた方が良いのではないか。
- 上記の委員の意見に対して、事務局からは、現金以外にも株式交換や株式移転による株式の取得も想定して「購入等」という表現にしたが、整合性も含め再度検討する旨の回答があった。
- ある委員より、次の意見があった。
 - 以下の箇所について、文章の流れとして分かりにくいところ、現行の表現との整合性、用語の使い方について、最終段階において確認いただきたい。
 - ・ (1)－2の結論の背景は、最初に現行の会計処理の根拠の説明があり、その次に国際的な会計基準の説明の後、また現行の処理の根拠に戻っており、議論が前後しているので、わかりやすいように整理した方が良いと考える。
 - ・ (1)－3の36項、「取得の対価に基づいて算定」の表現について不明瞭なため工夫が必要と考える。
 - ・ (1)－3の73項、(2)は遡及修正を意図しての変更以外にも変更があるので、その内容についても説明が必要と考える。
 - ・ 「修正」、「見直し」、「置き換え」といった用語の使い方を全体的に整理した方が良い。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ (1)－2の文案イメージについて、現行では企業結合に直接要した支出額の具体例があるのに対し、文案ではそこがカットされてしまうため、それが何を指すのかわかりにくい。その他、現行の表現との整合性も確認いただきたい。
 - ・ 結論の背景で、改正に至った経緯として、平成21年の論点整理に対するコメントを

あげているが、改正の背景を理解するには、もう少し文案を充実させる必要がある。また、「実務上」という表現について、作成の実務なのか監査の実務なのか、明確にした方が良いと考える。

- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 基本的には事務局案の方向性に賛成する。ただし、取得関連費の取扱いの改正に至った理由の記載については少し弱いと考える。
 - ・ 取得関連費の取扱いについて、連結と個別の処理が相違することについての考え方の整理も文案も含めて検討する必要があると考える。
 - ・ (1) - 3 について、現行もそうになっているが、「のれんを修正することにより」「繰延税金資産の回収見込み額が適正となる」という表現について、のれんが取得価額と識別可能資産及び負債の差額として算定されることを踏まえた表現とする方が良いと考える。
- ある委員より、次の意見があった。
 - ・ 取得とされた企業結合に要した支出額のうち、子会社株式の購入等にかかるものについては、金融商品会計基準上の取扱いとしては、現行と同様、付随費用に該当するものになると考えられるので、何らかの形でその範囲を明確にしておく必要があると考える。
 - ・ また、取得関連費の会計処理について、実務上の問題点を解消するという観点からの解決策は、ガイダンスを出すことなども考えられるので、発生時の費用処理とする結論に関しては工夫が必要と考える。

本日の議題とは別途、その後、加藤副委員長より、IFRS におけるのれんの会計処理について、EFRAG とイタリアの会計基準設定団体が共同で実態調査を行うプロジェクトに対して、ASBJ としても協力して意見発信する目的で日本の市場関係者からも意見聴取するため、ホームページに質問票を掲載する旨の報告があった。

以上